

## 益城町の

# 登録調査員

## を募集しています



町では、国が実施する各種統計調査に従事する調査員を随時募集しています。

### ■登録調査員とは

統計調査員として継続的に活動することを希望し、あらかじめ益城町に登録している人です。

### ■統計調査員の仕事

- 1 町が実施する調査説明会への出席
- 2 担当調査区の範囲と調査対象の確認
- 3 調査対象へ調査票の配布・記入依頼
- 4 記入された調査票の回収・審査
- 5 調査票など調査関係書類の提出

### ■統計調査員の身分と待遇

#### 【身分】

調査に従事する期間中、国や県が任命する非常勤の公務員となります。

#### 【従事期間】

不定期です。年に1～4回ほど統計調査が行われ、1回の調査期間は約2か月程度です。

#### 【報酬】

1回の調査で2～5万円程度です。

※統計調査ごとに、調査活動にかかる日数などを考慮して定められています。

#### 【補償】

統計調査員が調査活動中に万一事故に遭ってけが等をした場合には、補償されます。

#### 【表彰】

功績の大きな統計調査員に対しては、表彰が行われます。

益城町でも、これまで5人の登録調査員が、県知事表彰や県統計協会会長表彰などを受賞されました。

### ■登録要件

次のすべての要件に当てはまること

- 益城町内に住所を有する、または住所から判断して統計調査に従事することが可能と認められる満20歳以上の人
- 心身ともに健全な人
- 責任をもって調査事務を遂行できる人
- 秘密の保護に関し信頼のおける人
- 税務、警察および選挙に直接関係のない人

### ■申込方法

- ◆「益城町統計調査員希望者登録申込書」に必要事項を記入の上、企画財政課へご提出ください。
  - ◆申込書は、企画財政課に設置しています。また、町のホームページからダウンロードすることができます。
- ※郵送やFAXでの提出はできません。お手数ですが、ご持参ください。

#### 【受付時間】

平日 午前9時～午後5時  
(正午～午後1時を除く)

#### 【受付場所】

役場仮設庁舎2階 企画財政課

### ■留意事項

- ◆調査員活動の依頼は、調査規模や調査対象地区を考慮した上で行います。登録調査員は、実施されるすべての調査に従事できるわけではありませんので、ご了承ください。
- ◆調査が実施される時期に活動できるかどうかわからない人は、登録だけでも可能です。

### ■問い合わせ先

企画財政課復興企画係 ☎ 286-3223

## 統計調査の流れ

